

令和7年6月作成

南房総市海水浴場等におけるキッチンカー等出店基本方針

1 目的

この方針は、南房総市が管理する海水浴場において、移動販売車及び移動式コンテナ車（以下「キッチンカー等」という。）により飲食を提供することで、利用者の利便性の向上とまちの賑わい創出を図ることを目的とする。

2 出店を許可する場所の条件

次に掲げるすべての条件を満たしていること

- （１）海水浴場内に海の家がないこと。

但し、海水浴場内の海の家がキッチンカーの出店を認める場合はこの限りではない。

- （２）飲食するための空間が確保できること。

- （３）キッチンカー等を駐車できるスペースが確保できること。

3 出店を許可する場所

市が管理する海水浴場駐車場

4 出店日

原則、海水浴場開設期間とする。

5 出店募集

出店募集は、公共空間を占用的に使用するという観点から、出店募集要項等を制定・公表し、透明性の確保に努めなければならない。

6 使用料金

施設使用料については、南房総市行政財産使用料条例に基づき徴収するものとする。

7 その他

- （１）この方針は自動車営業（移動販売車等）の出店について許可していくものであり、それ以外の露店については適用しない。

- （２）出店及び営業にあたり、出店者は関係法令を遵守すること。

- （３）出店者の要件や方法、出店料、酒類などの販売品目等の必要事項については出店募集要項等で定めること。

8 所管課

この方針の所管課は、商工観光部観光プロモーション課とする。